



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修 明日の自由を守る若手弁護士の会



Welcome! 人権Caféへようこそ

私たちが、日々のくらしのなかで「人権」について意識したり考えたりするのはどんな時でしょうか。「平和の中で自由に生きる」とか「働いたら賃金が支給される」とか「病気になれば受診する」などの権利は、なくなったら困るけどあって当然の空氣みたいなもので、自分がそれを奪われるようなことに直面しない限り、意識することはないかもしれません。

でもこの1年、コロナ禍を経験し、社会で起きたできごとで「ひどい」「おかしい」と感じたことがたくさんあるのではないかでしょうか。

“ 医療・介護従事者がいわれのない誹謗中傷を受け、子どもの卒業式への出席を断られた。家族も、会社への出勤を制限された。

“ 慢性疾患で通院すべき患者が仕事を失い、収入がなくなり、受診を控え手遅れの状態になった。

“ 感染拡大に伴い病床不足などの医療崩壊が起こり、挿管や搬送ができず「いのちの選別」というべき事態に直面した。

戦後、世界と日本では国際条約や憲法で個人の尊厳と人権保障がうたわれ、諸国民の努力でその内容が豊かに発展してきているというのに、どうしてこんな理不尽なことが…。

そこで！人権caféへのお誘いです。月1回、6回シリーズの予定です。①医療・介護の現場で感じた(考えた)人権について、仲間から発信していただきます。②人権について知っておく必要がある基本的なことをQ&Aで連載します。③代表的な権利について特集で考えます。1回目は「子どもの人権」です。④さらに普段のくらしで意識すべき人権について問題提起します。このシリーズ全体を通して、「明日の自由を守る若手弁護士の会」(あすわか)の皆さんにご協力をいただきます。

一市民として、そして「いのちの平等」をかけ医療・介護活動の基本に「人権」を据えてきた民医連の職員として、大いに学びあい語りあってみましょう。



医療 介護の 現場 で考える 人権



私たちが日々のくらしのなかで「人権」について意識したり考えたりするのはどんな時でしょうか。「平和の中で自由に生きる」とか「働いたら賃金が支給される」とか「病気になれば受診する」などの権利は、なくなったら困るけどあって当然の空氣みたいなもので、自分がそれを奪われるようなことに直面しない限り、意識することはないかもしれません。

でもこの1年、コロナ禍を経験し、社会で起きたできごとで「ひどい」「おかしい」と感じたことがたくさんあるのではないかでしょうか？

2019年に全日本民医連小児医療委員会の協力を得て、子育て世代の生活実態調査を行いました。この調査は、子どもや保護者の健康状態、食生活、学習環境などについて、世帯の経済状態での違いの有無について検討しました。紙面の都合で、その一部を紹介したいと思います。

貧困世帯は、子ども部屋（貧困世帯：非貧困世帯=35.5%：48.2%）、専用の学習机（56.4%：68.9%）、学習スペース（77.3%：87.3%）、教科書以外の参考書や児童文学書の所持（75.5%：89.2%）で割合が少ないことが分かりました。また、食生活でも、貧困世帯の子どもたちは「毎日肉や魚を食べる」割合や「毎日野菜を食べる」割合が少ないことも分かりました。

日本の子どもたちは世帯の経済状態によって、学習環境や

子どもの生活実態調査

経済格差によって 学習環境や食生活にも格差

和歌山中央医療生協 生協子ども診療所
所長・医師 佐藤洋一

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより世界中が混乱した状況となりました。日本では突然の休校要請、緊急事態宣言で経験したことのない自宅での過ごし方となりました。救急外来では中学生が父親に首を絞められ搬送された事例がありました。普段から暴力的であった父親が自宅待機でストレスが溜まり、事件に発展。ステイホームによつて虐待が見えにくくなっています。

また、小児虐待対策チームのカンファレンスで検討している子どもの保護者が救急車で搬入されることがあります。精神疾患や経済的困難などの問題を抱えている家族も多く、保護者への介入により家族の全体像が見えてきます。子どもたちにとっての最優先は何かを考えられることが大切です。生きづらい世の中ですが、やさしさをもち、子どもが守られる権利を社会全体で保障していくたいですね。

対策チームの紹介 ↓

医療生協さいたま 埼玉協同病院
助産師 & 小児救急看護認定看護師 高田 純野



虐待される子ども 運ばれる救急車で

人権のキホンのキ

Q.1 人権って、そもそも何でしょうか？

すべての人が生まれたときから無条件に持っていて、自分らしく生きるために利益を主張できるものです。ということは、誰か(たとえば権力者)から与えられるものではなく、また憲法などに書かれて初めて認められるものではありません。だから、たとえば民主的に選ばれた議会での多数決の決定で、それが侵されるようなことも絶対に許されません。

人権には多くの種類がありますが、それらを支える基本的な考え方は「個人の尊重」です。私たち一人ひとりが、みんなそれぞれ、かけがえのない存在として大切にされ人間らしく扱われなければならないということです。

戦後、世界では国連を中心にして人権を国際条約によって定めようという動きが活発になりますが、その出発点は国連憲章(1945年)と世界人権宣言(1948年)です。世界人権宣言の第1条の言葉はこうです。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

Q.2 人権は、どのように確立してきたのでしょうか？

今から200～300年くらい前のヨーロッパで、王様の好き勝手なふるまい(重い課税や不公正な処罰など)に我慢できなくなった人たちが、王様に対抗する武器として考え出したのが人権です。すなわち、人間は生まれながらにして自由・平等な存在であり、誰もその自由(人権)を奪ってはならないというものです。また人権保障のために王様を憲法でしばり、暴走を防ぐという立憲主義のアイディアも生まれ、アメリカ独立宣言(1776年)やフランス人権宣言(1789年)に人権や立憲主義の理念が掲げされました。

この理念から最初に生まれたのは、「好きな宗教を信仰する自由」「言論・結社・出版の自由」「財産を不当に奪われない自由」など、国家から干渉されずに生きる自由でした(自由という言葉のイメージどおりですね)。しかし社会が発展・拡大し、自由競争が激しくなってくると、そうした自由があるだけではうまくいかなくなっていました。

国連憲章 世界人権宣言 検索

全日本民医連のHPでも紙面を掲載しています。